第6章 誘導施設の設定

6-1 誘導施設の設定の考え方

(1)誘導施設とは

誘導施設は都市機能誘導区域において、集約又は維持すべき都市機能増進施設であり、医療・商業・ 福祉施設等の市民の暮らしを支える施設を設定するものです。

都市計画運用指針では、具体的な整備計画のある施設を設定するほか、人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して必要な施設を定めることが望ましいとされています。また、必要な都市機能施設が都市機能誘導区域外に転出してしまう恐れがある場合についても、必要に応じて誘導施設として定めるものとされています。

(2)誘導施設の検討の流れ

誘導施設として設定すると、立地適正化計画区域の都市機能誘導区域外において、誘導施設の建築物の開発行為及び、建築物の新築・改築又は用途変更を行う場合に、市長への届出が義務づけられます。このため、誘導施設は、市全体の施設の分布を見渡しながら、各区域の特性に即した施設を設定する必要があることから、以下のフローに基づき設定します。

■誘導施設の検討フロー

●都市機能増進施設の抽出

※都市計画運用指針の「誘導施設として考えられる施設」を踏まえ、 伊勢市において誘導施設の設定を検討する都市機能増進施設を 抽出します。

●都市機能増進施設の機能分類

- ①機能分類
- ②機能分類別の誘導施設の設定方法
- ※各施設は利用圏域や利用特性等によって配置の考え 方が異なると考えられるため、ここでは、都市機能増 進施設の機能分類を行い、機能分類別に誘導施設の設 定の考え方を示します。

●誘導施設の検討

※機能分類別の誘導施設の設定方法に基づき、機能分類別に、誘導 施設を検討します。



都市機能誘導区域別の誘導施設の設定

※各都市機能誘導区域の位置づけや誘導施設の立地状況、人口等の 検討結果を踏まえ、区域ごとに誘導施設の設定を行います。

6-2 都市機能増進施設の抽出

ここでは、伊勢市において誘導施設の設定を検討する都市機能増進施設を抽出します。

都市計画運用指針における「誘導施設として考えられる施設」の記述を踏まえ、伊勢市では以下の都市機能増進施設の中から誘導施設を設定します。なお、商業施設については、コンビニエンスストアなどの身近な商業店舗も、都市機能の増進に寄与するものですが、本計画では、施設の立地に対し行政が一定程度関与し、誘導施設の維持・拡充の促進を図るため、商業施設の床面積が1,000 ㎡を超える店舗と10,000 ㎡を超える集客施設を対象とします。また、行政施設については総合的な行政サービスの提供を行う市役所と総合支所を対象とします。

【伊勢市において誘導施設の設定を検討する都市機能増進施設】

視点1 高齢化の中で必要性の高まる施設

医療施設 ●病院^{※1} ●休日·夜間応急診療所

●診療所

高齢者介護施設 ●地域包括支援センター ●通所・居宅型介護施設*2

視点2 子育て世代にとって必要性の高い施設

子育て支援施設 ●子育て支援センター

●保育所 ●認定こども園

●幼稚園

学校 ●小学校 ●中学校

視点3 集客とまちの賑わいを高める施設

文化施設 ●図書館

●文化ホール(シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢(伊勢市観光文化会館)、伊勢市生涯学

習センター、いせ市民活動センター、ハートプラザみその、小俣図書館生涯学習施

設、二見生涯学習センター)

商業施設 ●商業施設 (床面積 10,000 ㎡超) **3

●商業施設(床面積 1,000 ㎡超) **4

金融施設 ●金融施設 (銀行、郵便局、信用金庫、農業協同組合)

視点4 行政施設

市役所 ●市役所 (伊勢市役所)

総合支所 (小俣総合支所、御薗総合支所、二見総合支所)

※1: 病床数が 20 床以上ある医療施設

※2:通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護施設含む

※3:ショッピングセンター(劇場、映画館等含む)等の大規模な商業施設

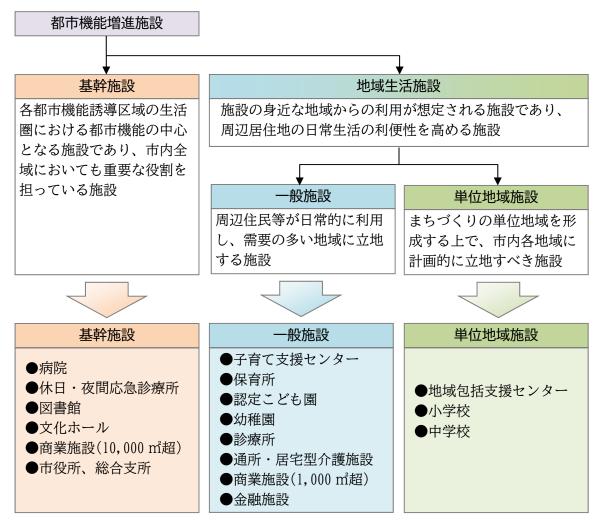
※4:スーパーマーケット等の一定規模以上の商業施設

6-3 機能分類別の誘導施設の設定の考え方

(1) 都市機能増進施設の機能分類

各都市機能増進施設は、利用圏域や利用特性等によって配置の考え方が異なると考えられるため、ここでは、都市機能増進施設の機能分類を行い、機能分類別に誘導施設の設定の考え方を示します。 各都市機能増進施設を、利用圏域と利用特性等により以下のとおり分類し、各特性に応じた視点から誘導施設の設定を検討します。

■都市機能増進施設の機能分類



(2)機能分類別の誘導施設の設定方法

ここでは、「基幹施設」「一般施設」「単位地域施設」別に、誘導施設への設定方法について示します。 各機能分類別に、以下の方法に基づき誘導施設への設定について検討します。

【機能分類別の設定方法】

①基幹施設

- ○伊勢市全体を見渡した各都市機能増進施設の立地状況や、関連計画における方針から、今後も機能を維持すべき既存施設や、区域内への立地が計画されている施設に誘導施設の設定を検討します。
 - ・これまでに主に都市機能誘導区域内に整備されてきた基幹施設は、伊勢市の拠点となる地域 でその機能を発揮し、市全域においても重要な役割を担っている施設であるといえます。そ れらを維持・存続させるため、立地状況を考慮し誘導施設の設定を検討します。
 - ・関連計画において、今後都市機能誘導区域への再編を推進する方針が位置づけられている施 設について誘導施設の設定を検討します。

②一般施設

- ○都市づくりの方針の実現に向けて、市内4か所に設定した各都市機能誘導区域の利用圏域 人口の見通しから、各都市機能誘導区域に必要な施設に誘導施設の設定を検討します。
 - ・「都市づくりの方針 1:若い世代にとって魅力的な都市」に向けた取組は、都市の持続可能性の観点から、少子化が進行している地域において重点的に実施する必要があります。このため、各都市機能誘導区域の利用圏域別に就学前児童人口(0~4歳人口)の見通しを推計し、少子化が進行する利用圏域に係る都市機能誘導区域において、子育て世代等にとって魅力的な施設(子育て支援施設(子育て支援センター、保育所、認定こども園、幼稚園)や賑わいを創出する商業施設(1,000㎡超))について誘導施設の設定を検討します。
 - ・「都市づくりの方針2:高齢者が安心して暮らせる便利な都市」に向けた取組は、高齢者が自立した生活を送ることを支援する必要性が高い地域において重点的に実施する必要があります。このため、各都市機能誘導区域の利用圏域別の高齢化率の見通しを推計し、高齢化率が高まる利用圏域に係る都市機能誘導区域において、高齢化の中で必要性の高まる施設(診療所、通所・居宅型介護施設)について誘導施設の設定を検討します。
 - ・金融施設は、各都市機能増進施設等を利用する際に必要な施設であるため、子育て世代等に とって魅力的な施設や高齢化の中で必要性の高まる施設の誘導施設への設定と併せ、誘導施 設の設定を検討します。

③単位地域施設

- ○各都市機能誘導区域での立地状況や関連計画における方針を踏まえ、誘導施設の設定を検 討します。
 - ・学区等の単位地域ごとに必要な施設です。単位地域ごとで維持させるため、各都市機能誘導 区域での立地状況や、都市機能誘導区域への再編を推進する関連計画等での位置づけを踏ま え誘導施設の設定を検討します。

6-4 誘導施設の検討

機能分類別の誘導施設の設定方法に基づき、「基幹施設」「一般施設」「単位地域施設」別に、誘導施設の設定を検討します。

(1) 基幹施設について

基幹施設である各施設について、都市機能誘導区域内における施設の立地状況を整理した後に、 関連計画での位置づけを踏まえながら、誘導施設の設定を検討します。

① 都市機能誘導区域内での立地状況の整理

基幹施設に分類された各都市機能 増進施設について、市内での施設の 立地数に対する都市機能誘導区域内 での立地状況を整理すると右表のと おりとなります。

各施設の集積状況を踏まえなが ら、誘導施設の設定について検討し ます。

■都市機能誘導区域での都市機能増進施設の立地状況

	施討	都市機能		
基幹機能施設	都市機能誘導区域	市域合計	誘導区域での 立地割合 (集積率)	
病院	4	4	100%	
休日·夜間応急診療所	1	1	100%	
図書館	2	2	100%	
文化ホール	3	6	50%	
商業施設(10,000㎡超)	2	3	67%	
市役所	1	1	100%	
総合支所	1	3	33%	

② 各施設の個別評価

各都市機能増進施設の立地状況と関連計画での位置づけから、各施設を評価し、誘導施設として設定するかの検討を行います。

■都市機能増進施設別の検討

●病院

立地状況

・市内に4施設ある病院は、全ての都市機能誘導区域に立地しています。

関連計画

・伊勢赤十字病院は、三重県の第三次救急医療施設に指定されています。また、 市立伊勢総合病院は、伊勢志摩サブ保健医療圏の基幹病院に指定されていま す。

誘導施設への設定

・安全な生活環境を維持するために必要となる施設であり、現状で全ての施設が 都市機能誘導区域内に立地しているため、既存の都市機能誘導区域内の機能 を維持・拡充するため、誘導施設とします。

●休日・夜間応急診療所

立地状況 ・休日・夜間応急診療所は、市内1か所に立地しており、宮町・山田上口駅周 辺の都市機能誘導区域に立地しています。

関連計画 ・関連計画には具体的な配置計画等はありません。

・安全な生活環境を維持するために必要となる施設であり、既存の都市機能誘 誘導施設

への設定 導区域内の機能を維持・拡充するため、誘導施設とします。

●図書館

立地状況 ・市内に2施設ある図書館は、全て都市機能誘導区域に立地しています。

関連計画 ・関連計画では、将来の少子化、人口減少を見据え、伊勢図書館と小俣図書館 を集約化する管理方針が示されています。

・都市機能誘導区域の賑わいを創出する主要な施設として機能しており、誘導 誘導施設

への設定 施設とします。ただし、今後の人口動向、社会情勢、管理方針の状況により 見直しを検討します。

●文化ホール

立地状況 ・文化ホールは、半数が都市機能誘導区域に立地しています。

・伊勢市公共施設等総合管理計画では、類似施設の立地状況や市全体の配置バ 関連計画 ランス、利用状況等を踏まえ、統廃合し、適切な管理を行っていくよう位置 づけられています。

・市民の生涯学習や交流等を促進する施設であり、高齢化が進行する中では公 誘導施設 への設定 共交通の利便性が高い地域での立地が望まれることから、現在の機能を今後 も維持するため、誘導施設とします。

●商業施設(10,000 ㎡超)

・床面積が10,000㎡を超える大規模集客施設は、市内に3施設あるうちの2 立地特性 施設が都市機能誘導区域内に立地し、区域内の賑わいを創出するための施設 として機能しています。

誘導施設 ・伊勢市では、都市機能誘導区域の賑わいを創出する施設として機能してお の設定 り、今後もこの機能を維持・拡充するため、誘導施設とします。

●市役所、総合支所

の設定

立地特性 ・市役所は、伊勢市・宇治山田駅周辺に立地しています。

> ・総合支所は、市内に3施設あるうち、小俣総合支所が宮川駅周辺に立地して います。

・第一種市街地再開発事業が都市計画決定され、民間事業者が整備する再開発 関連計画 ビルに市の保健福祉拠点施設等の整備が計画されています。

誘導施設 ・市役所は、都市機能誘導区域内における一部移転や既存機能を維持・拡充す るため、誘導施設とします。

> ・総合支所は、市町村合併の経緯も踏まえ、市役所と同じ機能の施設となるこ とから誘導施設とします。しかし、御薗総合支所・二見総合支所については 都市機能誘導区域がないことから誘導施設とはしないものとします。

③ 誘導施設の設定について

基幹施設に分類された都市機能増進施設の検討結果から、以下のとおり誘導施設を設定します。

■誘導施設とする基幹施設

○都市機能誘導区域内に立地する、以下の基幹施設を誘導施設に設定します。

・病院

・休日・夜間応急診療所

・図書館

・文化ホール

·商業施設(10,000 ㎡超)

・市役所、総合支所

(2)一般施設について

ここでは、一般施設の誘導施設の設定の考え方に基づき、各都市機能誘導区域の利用圏域別の、就学前児童人口(0~4歳人口)の見通しと、高齢化率の見通しを推計し、都市づくりの方針に即した施設を誘導施設に設定します。なお、「補足資料1:各都市機能誘導区域の利用圏域の設定について」(P125)を参照してください。

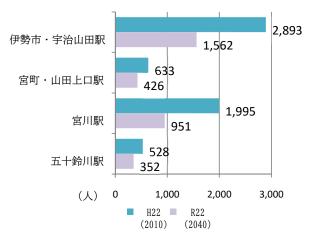
① 各都市機能誘導区域の利用圏域人口の見通し

1) 就学前児童(0~4歳)の人口の見通し

就学前児童の人口は、全ての区域で減少 することが予測されます。

各都市機能誘導区域において、子育て世 代等にとって魅力的な施設を維持・拡充す る必要があります。

●就学前児童(0~4歳)の人口の推移

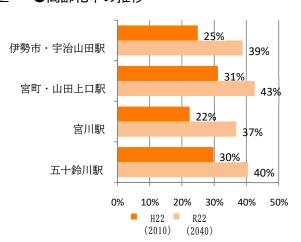


2) 高齢化率(65歳以上の人口割合)の見通し

高齢化率は、全ての区域で増加すること が予測されます。

高齢者が無理なく自立して日常生活を送れるよう、各都市機能誘導区域において、 高齢化の中で必要性の高まる施設を維持・ 拡充する必要があります。

●高齢化率の推移



第6章 誘導施設の設定

② 誘導施設の設定について

1) 子育て支援施設

就学前児童は、全ての区域で減少することを踏まえ、子育て世代の確保が重要となります。 このため、子育て世代が居住場所を決める際の重要な要素となる施設である子育て支援施設 (「子育て支援センター」「保育所」「認定こども園」「幼稚園」)を**誘導施設とします**。

2) 診療所、通所・居宅型介護施設

高齢化率が全ての区域で増加することから、無理のない自立した日常生活を支援するため、 **誘導施設とします。**

3) 商業施設

賑わいを創出するため必要な施設であることから**誘導施設とします**。

4) 金融施設

各施設等を利用する際に必要な施設であるため、**誘導施設とします。**

■誘導施設とする一般施設

○全ての都市機能誘導区域内において以下の施設を誘導施設に設定します。

・子育て支援センター

・保育所

・認定こども園

・幼稚園

・診療所

・通所・居宅型介護施設

· 商業施設(1,000 ㎡超) ・ 金融施設

(3)単位地域施設について

ここでは、単位地域施設の誘導施設の設定の考え方に基づき、誘導施設の設定を検討します。

■参考:各都市機能誘導区域での施設立地状況

		都市機能誘導区域				
	① 伊勢市· 宇治山田 駅周辺	② 宮町· 山田上口 駅周辺	③ 宮川 駅周辺	4 五十鈴川 駅周辺	都市機能 誘導区域 合計	市域 合計
地域包括支援センター	0	1	1	0	2	4
小学校	1	1	1	0	3	23
中学校	0	0	0	0	0	11

●地域包括支援センター

立地状況

・地域包括ケアの拠点である地域包括支援センターが、市内4ヶ所に設置され、宮町・山田上口駅周辺と宮川駅周辺に立地しています。都市機能誘導 区域の内外で、同数の施設が立地しています。

関連計画

- ・4か所の地域包括支援センターは、それぞれ担当区域が設定されています。
- ・伊勢市第9次老人福祉計画・第8期介護保険事業計画において、高齢者人口を鑑み今後設置数について検討することが位置づけられていますが、現時点で具体的な再編計画はありません。

誘導施設 への設定

・高齢化が進行する中で、現状で都市機能誘導区域内外を問わず、各担当区域でのきめ細かな地域包括ケアの必要性が高まっていることから、<u>誘導施設とはしない</u>ものとします。

●小学校・中学校

立地状況

- ・小学校は、都市機能誘導区域内の各駅の徒歩圏外に多く立地しています。
- ・中学校は、全ての施設が都市機能誘導区域外に立地しています。

関連計画

- ・「伊勢市小中学校適正規模化・適正配置基本計画」において、学校の適正配置についての基本的な考え方や具体的な実施計画が示されています。基本的な考え方には、「地域格差の是正」「学校と地域との関係への配慮」として、学校は市内の各地域において拠点となる施設であることが示されています。また、具体的な実施計画には、各小中学校の統廃合の方針が示されていますが、都市機能誘導区域内での整備は位置づけられていません。
- ・伊勢市では、小学校区を単位としてまちづくり協議会が組織されており、 市民主体のまちづくりを推進する上で、各地域に必要な施設であると想定 されます。また、地域包括ケアシステムを推進するため、12 校区を日常生 活圏として設定されています。

誘導施設 への設定

・小学校、中学校については、各地域で均等に教育等が受けられるように配置すべき施設である他、各居住地のまちづくりにおいて必要な施設である ため、誘導施設とはしないものとします。

■誘導施設とする単位地域施設

○単位地域施設は、誘導施設に設定しないものとします。

※該当なし

6-5 都市機能誘導区域別の誘導施設の設定

(1) 各都市機能誘導区域における誘導施設の立地状況について

各都市機能誘導区域において、誘導施設に該当する施設が下表のとおり立地しています。

これまでの検討結果を踏まえ、都市機能誘導区域に必要な既存の基幹施設を維持・拡充するとともに、一般施設から診療所、通所・在宅介護施設、子育て支援センター、保育所、認定こども園、幼稚園、商業施設(1,000 ㎡超)、金融施設を誘導施設とします。

■都市機能誘導区域における誘導施設の立地状況

都市機能誘導区域				機能誘導区				
誘導施設		① 伊勢市· 宇治山田 駅周辺	② 宮町・ 山田上口 駅周辺	③ 宮川 駅周辺	④ 五十鈴川 駅周辺	都市機能 誘導区域 合計	市域合計	
	病院(病床数20床以上)		1	2	0	1	4	4
医療施設	休日•夜間応急診療所	•	0	1	0	0	1	1
	診療所		15	6	2	1	24	64
高齢者 介護施設	通所·在宅型介護施設		6	8	2	1	17	81
	子育て支援センター		1	1	1	0	3	5
子育て	保育所		1	2	0	0	3	26
支援施設	認定こども園		1	0	0	0	1	6
	幼稚園		2	0	1	0	3	11
文化施設	図書館		0	1	1	0	2	2
文化加改	文化ホール	-	2	0	1	0	3	6
商業施設	商業施設(10,000㎡超)		1	0	0	1	2	3
· 尚未心故	商業施設(1,000㎡超)		0	1	2	0	3	15
金融施設		17	6	3	1	27	63	
市役所、総合支所 ■		1	0	1	0	2	4	
	合計		48	28	14	5	95	291

:都市機能誘導区域に立地する誘導施設に該当する施設数

: 市内での誘導施設に該当する施設数

■:基幹施設 □:一般施設

※施設数は平成30年3月策定時のもの

(2) 各都市機能誘導区域における誘導施設の検討

各都市機能誘導区域における誘導施設の立地状況と、人口の将来見通し等のこれまでの検討を 踏まえ、各都市機能誘導区域における誘導施設とその考え方を整理します。

①伊勢市・宇治山田駅周辺

伊勢市・宇治山田駅周辺は、伊勢市の玄関口であり、新たな活力を生み出す市全体の都市活動の中心となる区域です。また、各区域への公共交通網の起点にもなっており、 生活利便性や都市の賑わいを支える上でも最も重要な区域です。

誘導施設は、現状で、医療、高齢者介護、子育て支援、 文化、商業、行政に係る基幹施設が立地し、概ねの都市機 能が確保されています。一方で人口見通しからは、就学前 児童の減少や高齢化が進行しているため、若い世代にとっ て魅力的な施設や、高齢化の中で必要性の高まる施設の充 実が必要です。

このため、再開発事業での保健福祉拠点施設等の整備な ど、既存の都市機能を維持・拡充するとともに、商業施設 の拡充を図り、更なる賑わいを創出し魅力を向上させます。

②宮町・山田上口駅周辺

宮町・山田上口駅周辺は、中心市街地を含む区域であり、 中心市街地の活性化を図るとともに都市機能を維持し、生活 サービスの充実を図る区域です。

誘導施設は、行政を除き、医療、高齢者介護、子育て支援、 文化、商業施設が立地し、概ねの都市機能が確保されていま す。

また、中心市街地活性化基本計画では、「都市機能の強化と 活発な地域活動によるまちなか居住の促進」が目標のひとつ として位置づけられており、既存の都市機能を維持・拡充す るとともに、子育て支援施設の拡充を図り、生活サービスを 向上させます。

■伊勢市・宇治山田駅周辺の誘導施設

		誘導 施設
	病院	•
医療施設	休日·夜間応急診療所	
	診療所	•
高齢者介護施設	通所·居宅型介護施設	•
	子育て支援センター	•
子育て	保育所	•
支援施設	認定こども園	•
	幼稚園	•
文化施設	図書館	⊚ [*]
文化池改	文化ホール	•
商業施設	商業施設(10,000㎡超)	•
商業施設(1,000㎡超)		0
金融施設		•
市役所、総	合支所	•

- ●:都市機能誘導区域に、既に立地している 都市機能で、今後も維持・拡充するもの
- ○:都市機能誘導区域に立地しておらず、今後新たに立地を促進するもの
- ※:いずれかの都市機能誘導区域において、 1施設に集約を行う。

■宮町・山田上口駅周辺の誘導施設

		誘導 施設
	病院	•
医療施設	休日·夜間応急診療所	•
	診療所	•
高齢者介護施設	通所·居宅型介護施設	•
	子育て支援センター	•
子育て	保育所	•
支援施設	認定こども園	0
	幼稚園	0
文化施設	図書館	●*
又10.他設	文化ホール	
帝 类 佐 凯	商業施設(10,000㎡超)	
商業施設(1,000㎡超)		•
金融施設	•	
市役所、総	合支所	

- ●:都市機能誘導区域に、既に立地している 都市機能で、会後も維持・拡充するもの
- 都市機能で、今後も維持・拡充するもの ②: 都市機能誘導区域に立地しておらず、今 後新たに立地を促進するもの
- ※:いずれかの都市機能誘導区域において、 1 施設に集約を行う。

③宮川駅周辺

宮川駅周辺は、地域の暮らしやすさを支えるための都市 機能を維持し、地域に適した行政・生活サービスの実現を 図る区域です。

誘導施設は、現状で、医療、高齢者介護、子育て支援、 文化、商業の全ての地域生活施設が立地しています。

この区域周辺では、宅地開発が活発化しているため、こ の発展性を活かしながら、若者を中心とした定住人口を確 保する必要があります。このため、既存の都市機能を維持・ 拡充するとともに、子育て支援施設の拡充を図り、生活サ ービスを向上させます。

④五十鈴川駅周辺

五十鈴川駅周辺は、基幹的な医療施設や大規模集客施設 が立地し、都市機能を維持するとともに、広域的な生活サ ービスの充実を図る区域です。

誘導施設は、基幹的な医療施設や大規模集客施設の他、 診療所、高齢者介護施設が立地しています。このため、当 区域では、既存の都市機能を維持・拡充するとともに、子 育て支援施設や商業施設の拡充を図り、生活サービスを向 上させます。

■宮川駅周辺の誘導施設

		誘導 施設
	病院	
医療施設	休日•夜間応急診療所	
	診療所	•
高齢者介護施設	通所·居宅型介護施設	•
	子育て支援センター	•
子育て	保育所	0
支援施設	認定こども園	0
	幼稚園	•
文化施設	図書館	•*
又化旭故	文化ホール	•
商業施設	商業施設(10,000㎡超)	
尚未旭故	商業施設(1,000㎡超)	•
金融施設	•	
市役所、総	合支所	•

- ●:都市機能誘導区域に、既に立地している
- 都市機能で、今後も維持・拡充するもの

 ③:都市機能誘導区域に立地しておらず、今 後新たに立地を促進するもの
- ※:いずれかの都市機能誘導区域において、 1施設に集約を行う。

■五十鈴川駅周辺の誘導施設

		誘導 施設
	病院	•
医療施設	休日·夜間応急診療所	
	診療所	•
高齢者介護施設	通所·居宅型介護施設	•
	子育て支援センター	0
子育て	保育所	0
支援施設	認定こども園	0
	幼稚園	0
文化施設	図書館	© *
文化池故	文化ホール	
商業施設	商業施設(10,000㎡超)	•
尚未肥故	商業施設(1,000㎡超)	0
金融施設		•
市役所、総	合支所	

- ●:都市機能誘導区域に、既に立地している 都市機能で、今後も維持・拡充するもの
- ◎:都市機能誘導区域に立地しておらず、今 後新たに立地を促進するもの
- ※:いずれかの都市機能誘導区域において、 1施設に集約を行う。

③ 各都市機能誘導区域における誘導施設の設定(まとめ)

各都市機能誘導区域の誘導施設の設定結果は以下のとおりとなります。なお、各誘導施設の定義 は次頁に示します。

■各都市機能誘導区域の誘導施設

誘導)	施設	都市機能誘導区域	1 伊勢市駅周辺	②山田上口駅周辺	③宮川駅周辺	④五十鈴川駅周辺
		病院(病床数20床以上)	•	•		•
高齢化の 中で必要	医療施設	休日·夜間応急診療所 ■		•		
性の高まる施設		診療所	•	•	•	•
	高齢者 介護施設	通所·居宅型介護施設	•	•	•	•
		子育て支援センター	•	•	•	0
子育て世代の居住	子育て 支援施設	保育所	•	•	0	0
を促進する施設		認定こども園	•	0	0	0
		幼稚園	•	0	•	0
	文化施設	図書館 ■				
にぎわい	710%EIX	文化ホール ■	•		•	
を生み出す施設	商業施設	商業施設(10,000㎡超) ■	•			•
7 //611	问不他以	商業施設(1,000㎡超)	0	•	•	0
	金融施設		•	•	•	•
行政施設	市役所、総	合支所	•		•	

●:都市機能誘導区域に、既に立地している都市機能で、今後も維持するもの

◎:都市機能誘導区域に立地しておらず、今後新たに立地を促進するもの

■:基幹施設

第6章 誘導施設の設定

■誘導施設の定義

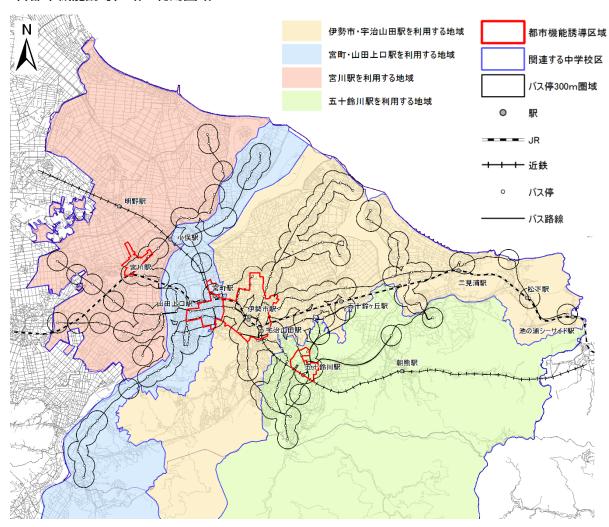
誘導施設	定義(根拠法)
病院	医療法第1条の5第1項に定める病院
休日・夜間応急診療所	伊勢市休日・夜間応急診療所条例第1条、第2条に定める診療所
診療所	医療法第1条の5第2項に定める診療所
通所・居宅型介護施設	老人福祉法第5条の2の事業のうち老人短期入所事業を除く事
	業を行う施設
子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する事業を行う施設
保育所、認定こども園、	児童福祉法第 39 条、同条の2、及び就学前の子どもに関する教
幼稚園	育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第2項から
	同7項に定める施設
図書館	図書館法第2条に定める施設
文化ホール	伊勢市観光文化会館条例に定める施設、伊勢市生涯学習センター
	条例に定める施設、いせ市民活動センター条例に定める施設、伊
	勢市ハートプラザみその条例に定める施設、伊勢市立図書館条例
	第 3 条(7)に定める施設、これらの施設に類する機能を有する
	施設で、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項に基づき伊勢市条例によ
	り設置される施設
商業施設	「一般社団法人日本ショッピングセンター協会によるショッピ
(10,000 m²超)	ングセンターの定義を満たすもので、各店舗床面積の合計が
	10,000 ㎡を超える施設」または「建築基準法別表第二(か)項に
	定める大規模集客施設」
商業施設	大規模小売店舗立地法の第2条、第3条1項、大規模小売店舗立
(1,000 m²超)	地法施行令第2条に定める施設
金融施設	銀行法第2条第2項の業務を行う施設、信用金庫法第4条の免許
	を受けて事業を行う施設、農業協同組合法第10条第1項第2号、
	第3号の業務を行う施設、または日本郵便株式会社法第2条第4
	項の業務を行う施設
市役所、総合支所	地方自治法第4条または第155条に定める施設

補足資料1:各都市機能誘導区域の利用圏域の設定について

各都市機能誘導区域に設定する誘導施設は、全ての市民の生活利便性や都市の魅力を確保するため に設定するものです。このため、都市機能増進施設の人口の分布状況の分析は、市域を網羅するよう に各都市機能誘導区域の利用圏域を想定し、圏域別に行います。

利用圏域は、関連計画の「伊勢市第9次老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」において、設定されている日常生活圏や、公共交通のネットワークを踏まえ、以下のとおり割りあてます。

■各都市機能誘導区域の利用圏域



都市機能誘導区域	利用圏域
伊勢市・宇治山田駅周辺	倉田山、厚生、港、御薗(三重交通土路今一色線沿線以外)、二見
宮町・山田上口駅周辺	宮川、沼木、御薗(三重交通土路今一色線沿線)、豊浜(宮川~外城田川)
宮川駅周辺	豊浜(外城田川以西)、北浜、城田、小俣
五十鈴川駅周辺	五十鈴

【参考:伊勢市第9次老人福祉計画・第8期介護保険事業計画で想定する日常生活圏】

伊勢市では、少子高齢化等が進行する中 で、高齢者を取り巻く、生活課題に対しき め細かく対応する地域包括ケアシステムを 推進するため、12地区を日常生活圏とし て設定しています。



【参考:路線バス・コミュニティバス路線詳細図】 伊勢市内の公共交通は、伊勢市駅を中心に放射状に配置されています。 コミュニティバスが公共交通空白地域の移動の足として機能しています。 凡例 行政区画 小学校区 鉄道駅 - 近鉄 路線バス停 ・ コミュニティバス停 コミュニティバス停路線/ス
 国路線/ス
 国ミュニティバス
 東大波・日赤 明野 明朝 田京 田宗 ※R元年8月時点

補足資料2:誘導施設の定義(根拠法令の内容)

●病院:医療法第1条の5第1項に定める病院

医療法第1条の5第1項

「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

●診療所:医療法第1条の5第2項に定める診療所

医療法第1条の5第2項

「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

●休日・夜間応急診療所:伊勢市休日・夜間応急診療所条例第1条、第2条に定める診療所

伊勢市休日・夜間応急診療所条例

第1条 休日等において救急の医療を必要とする者に対し、応急の医療を行うため、医療法第 1条の5第2項に規定する診療所として伊勢市休日・夜間応急診療所を設置する。

第2条 診療所は、伊勢市八日市場町13番1号に置く。

●通所・居宅型介護施設:老人福祉法第5条の2の事業のうち老人短期入所事業を除く事業を行う施設

老人福祉法第5条の2

老人居宅生活支援事業とは、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業をいう。

●子育て支援センター:児童福祉法第6条の3第6項に規定する事業を行う施設

児童福祉法第6条の3第6項

この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は 幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、 助言その他の援助を行う事業をいう。 ●保育所、認定こども園、幼稚園:児童福祉法第39条、同条の2、及び就学前の子どもに関する 教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第2 項から同7項に定める施設

児童福祉法第39条

保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が20人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。)とする。

保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児 童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

児童福祉法第39条の2

幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の幼児に対する教育(教育基本法第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。)及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設とする。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条

- 2 この法律において「幼稚園」とは、学校教育法第1条 に規定する幼稚園をいう。
- 3 この法律において「保育所」とは、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。
- 4 この法律において「保育機能施設」とは、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。
- 5 この法律において「保育所等」とは、保育所又は保育機能施設をいう。
- 6 この法律において「認定こども園」とは、次条第1項又は第3項の認定を受けた施設、同 条第9項の規定による公示がされた施設及び幼保連携型認定こども園をいう。
- 7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を 培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対 する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与 えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目 的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

●図書館:図書館法第2条に定める施設

図書館法第2条

この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

●文化ホール:以下の①から⑥のいずれかに定める施設

①伊勢市観光文化会館条例に定める施設

伊勢市観光文化会館条例第1条

市民の生活、文化及び教養の充実、向上を図り、市民福祉の増進を期するとともに、併せ て市勢の進展に寄与するため、伊勢市観光文化会館を設置する。

②伊勢市生涯学習センター条例に定める施設

伊勢市生涯学習センター条例第1条

市民の生涯にわたる学習を促進し、市民文化の充実振興に資するため、伊勢市生涯学習センターを設置する。

③いせ市民活動センター条例に定める施設

いせ市民活動センター条例第1条、第3条

第1条 市民が自主的に行う営利を目的としない公益のための活動を支援するとともに、市 民の交流する場として利用に供することにより、市民の福祉の増進及び文化の向上並 びに地域の振興に寄与するため、いせ市民活動センターを設置する。

第3条 センターは、北館及び南館をもって構成する。

④伊勢市ハートプラザみその条例に定める施設

伊勢市ハートプラザみその条例第1条

老人、児童の福祉の向上及び市民の健康の保持増進並びに文化の高揚を図るため、伊勢市 ハートプラザみその(以下「ハートプラザ」という。)を設置する。

⑤伊勢市立図書館条例第3条(7)に定める施設

伊勢市立図書館条例第3条(7)

伊勢市立小俣図書館においては、ホール、会議室及びギャラリーを第8条第2項に定める 団体等の利用に供すること、及び歴史民俗資料室の運営を行うこと。

⑥ ①~⑤の施設に類する機能を有する施設で、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項に基づき伊勢 市条例により設置される施設

地方自治法第244条の2第1項

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公 の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- ●商業施設(面積 10,000 ㎡超):「一般社団法人日本ショッピングセンター協会によるショッピングセンターの定義を満たすもので、各店舗床面積の合計が10,000 ㎡を超える施設」または「建築基準法別表第二(か)項に定める大規模集客施設」
 - ○一般社団法人日本ショッピングセンター協会によるショッピングセンターの定義

一つの単位として計画、開発、所有、管理運営される商業・サービス施設の集合体で、駐車場を備えるものをいう。その立地、規模、構成に応じて、選択の多様性、利便性、快適性、娯楽性等を提供するなど、生活者ニーズに応えるコミュニティ施設として都市機能の一翼を担うものである。

ディベロッパーにより計画、開発されるものであり、次の①~④の条件を備えることを必要とする。

- ①小売業の店舗面積が1,500 ㎡ 以上。
- ②キーテナントを除くテナントが10店舗以上含まれている。
- ③キーテナントがある場合、その面積がショッピングセンター面積の 80%程度を超えない。但し、その他テナントのうち小売業の店舗面積が 1,500 ㎡以上である場合には、この限りではない。
- ④テナント会 (商店会)等があり、広告宣伝、共同催事等の共同活動を行っている。

建築基準法別表第二(か)

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの

●商業施設(店舗面積1,000㎡超): 大規模小売店舗立地法の第2条、第3条1項、大規模小売店舗立地法施行令第2条に定める施設

大規模小売店舗立地法第2条

- 1 「店舗面積」とは、小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。) を行うための店舗の用に供される床面積をいう。
- 2 「大規模小売店舗」とは、一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が次条第1項 又は第2項の基準面積を超えるものをいう。

大規模小売店舗立地法第3条1項

基準面積は、政令で定める。

大規模小売店舗立地法施行令第2条

法第3条第1項の政令で定める面積は、1,000㎡とする。

●金融施設:銀行法第2条第2項の業務を行う施設、信用金庫法第4条の免許を受けて事業を行う施設、農業協同組合法第10条第2項、第3項の業務を行う施設、または日本郵便株式会社法第2条第4項の業務を行う施設

銀行法第2条第1項

この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

- 2 この法律において「銀行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。
- 一 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。
- 二 為替取引を行うこと。

信用金庫法第4条

金庫の事業は、内閣総理大臣の免許を受けなければ行うことができない

農業協同組合法第10条第1項第2号、第3号

- 2 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 3 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

日本郵便株式会社法第2条第4項

この法律において「郵便局」とは、会社の営業所であって、郵便窓口業務、銀行窓口業務及 び保険窓口業務を行うものをいう。

●市役所:地方自治法第4条に定める施設

地方自治法第4条

地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれ を定めなければならない。

伊勢市役所の位置を定める条例

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市役所の位置を次のとおり定める。 伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号

●総合支所:地方自治法第155条に定める施設

地方自治法第 155条

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、 都道府県にあつては支庁(道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務 所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

伊勢市総合支所設置条例

(設置)第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定に基づき、総合支所を置く。

(名称、位置及び所管区域)第2条 総合支所の名称、位置及び所管区域は次のとおりとする。

名称:二見総合支所、位置:伊勢市二見町茶屋 420 番地 1、所管区域:略名称:小俣総合支所、位置:伊勢市小俣町元町 540 番地、所管区域:略名称:御薗総合支所、位置:伊勢市御薗町長屋 1221 番地、所管区域:略